

法人なかま

2024. August

8

No.582

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 05 第12回通常社員総会を開催
- 06 税法実務研修会
- 07 改正税法説明会
- 08 コラム
株式会社ジェイック 執行役員 古庄 拓
- 09 神田わが街
有限会社芝崎不動産鑑定 取締役
有限会社オフィスグラス
代表取締役社長 芝崎 麻由美 氏
- 11 コラム
経営者のための法律相談
- 12 コラム
帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 13 食いしん坊手帖
神田明神下みやび本店
- 15 税務署からのお知らせ
令和6年4月から自動ダイレクトが
始まります！
- 17 コラム
フリーランスマイター 藤木 順平



 公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

		8月																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
● 会社経理実践講座 (完全オンライン形式) テーマ 簿記のキソの基礎から経営分析ができるまで ～「数字」が読めれば会社は儲かる!!～	オンライン																															
	会社経理実践講座 日時：令和6年8月7日(水)～8日(木)【2日間コース】 午後1時30分～4時30分 講師：時間管理の専門家、明治大学客員研究員、 合格率ナンバーワン簿記講師、税理士、 出版コンサル会社・建設会社役員 石川和男氏																															
● 税法実務研修会 (集合&オンライン形式) テーマ 法人の損金③ (租税公課・保険料・損害賠償金等)	集合 オンライン																															
	税法実務研修会 日時：令和6年8月21日(水) 午後2時～4時 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：東京税理士会神田支部所属 税理士																															

税の暦 8月の税務



- **8月13日**
 - 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- **9月2日**
 - 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 - 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
- 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- **8月中において都道府県の条例で定める日**
 - 9 個人事業税の納付(第1期分)
- **8月中において市町村の条例で定める日**
 - 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

【確定申告書等(申告のお知らせ)】

決算期	発送予定日
令和6年7月	8月26日(月)
令和6年8月	9月27日(金)

【予定(中間)申告書】

決算期	発送予定日
令和7年1月(4月・7月・10月)	9月5日(木)
令和7年2月(5月・8月・11月)	10月7日(月)

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

申告納税は



公益社団法人 神田法人会

みんながつながる第一歩!

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- 将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- 今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- 各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、入力フォームからご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページのバナーからアクセスし、入力フォームからご登録ください



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください
※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー イチゼロナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

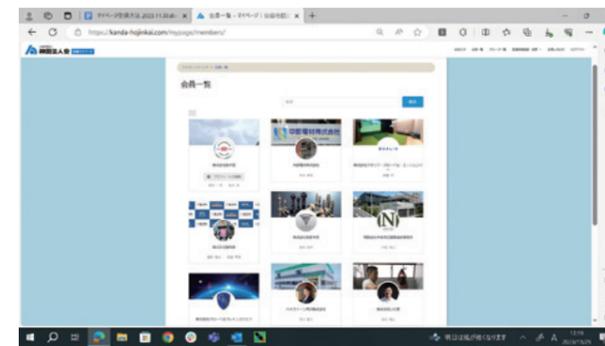


ご注意事項

- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミス避けるため、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

マイページ (会員情報) 利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載!
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能!
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能!
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能!

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

② マイページへログイン

上段: 会員番号またはメールアドレス
下段: パスワード

※初期パスワードは Kanda3150 です。「K」は大文字入力をお願いします。
また、ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてからご利用が可能になるまでに概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ (会員情報) 運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 ~~012~~-012345 ⇒ 【新会員番号】 **1**012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

公益社団法人 神田法人会

第12回通常社員総会を開催



当会の第12回通常社員総会を6月18日（火）学士会館において、午後3時30分より開催した。第1号議案 令和5年度決算報告承認の件は原案通り承認された。また、令和5年度事業、令和6年度事業計画・令和6年度収支予算の報告がされた後、柳沼神田税務署長、三浦千代田都税事務所長よりご祝辞を賜り総会の幕を閉じた。

引き続き、JAXA 理事の國中均氏による特別講演が「JAXA 宇宙科学研究所の惑星探査／宇宙天文からの成果」というテーマで行われた。講演会終了後、引き続き懇親会が開催され、終始和やかなムードのまま閉会の挨拶により散会となった。



会場およびオンライン開催

主催：公益社団法人 神田法人会 事業研修委員会

令和6年度

税法実務研修会



テーマ

法人の損金④

(減価償却費・修繕費・特別償却費等)

日時 令和6年9月19日(木) 午後2時～4時

会場 神田法人会2階セミナールーム
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

講師 東京税理士会神田支部所属 税理士

テキスト 「令和6年版図解法人税」
定価3,740円(税込)
※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。

会費 会員 テキスト代のみ
非会員 テキスト代+参加費2,000円/社

定員 会場 50名様まで
オンライン 500名様まで

申込期日 9月9日(月)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります



step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「税法実務研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

■お申込について

- 会場参加
 - ①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトル会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②送信完了メッセージが出るまでお申込完了となります。
- オンライン参加
 - ①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
 - ③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信のご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- 共通
 - ①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
- 会場参加
 - ①開催当日に会場で直接販売致します。
- オンライン参加
 - ①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
 - ②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更はお受け致しかねます。
 - ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
 - ④テキストの発送・請求は当会からではなく、(一財)大蔵財務協会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

令和6年度

改正税法説明会



テーマ

令和6年度における 税制改正の概要

参加
無料

このたび当法人会では、法人税、消費税および源泉所得税について、令和6年度の改正点を中心とした説明会を開催致します。わかりやすく実務に役立つ内容ですので、この機会に奮ってご参加ください。

日時	令和6年9月27日(金) 午後1時30分～3時
会場	日本教育会館 8階第二会議室 ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式
講師	神田税務署法人課税部門担当
テキスト	・会場参加者には紙の資料を配布致します。 ・オンライン参加者は申込ページよりダウンロードをお願い致します。 ※資料は開催1週間前に公開予定です。
会費	無料
定員	会場 120名様まで オンライン 500名様まで
申込期日	9月17日(火)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります



- step 1** 神田法人会HP 事業・研修のご案内の予定一覧を確認
- step 2** 一覧の欄の中にある「令和6年度 改正税法説明会」を選択
- step 3** 案内ページ下部のお申込フォームより必要事項を入力しお申込
- step 4** 自動返信のメールが届けばお申込完了となります

～税理士による無料税務相談コーナー設置～

改正税法説明会終了後の午後3時から4時30分まで、8階810にて無料税務相談会を開催致します。

お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

■お申込について

- 会場参加
 - ①当会HP事業・研修のご案内の「令和6年度 改正税法説明会」会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②送信完了メッセージが届くとお申込完了となります。
- オンライン参加
 - ①当会HP事業・研修のご案内の「令和6年度 改正税法説明会」オンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
 - ③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信のご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数を忘れず明記してください。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL : 03-3294-2531) まで

従業員の定着・活躍に大切な2つの「安全性」

20代、30代に長く活躍してもらうには「心理的安全性」と「キャリア安全性」の2つが重要だ。自社の状況を振り返り、組織づくりに反映しよう。

組織の生産性を高める「心理的安全性」

心理的安全性は、従業員が不安・恐怖を感じずに自分の意見や疑問を伝えられる状態を指す。「上司と異なる意見を述べる」「懸念を伝える」「初歩的な質問をする」「的外れかもしれない意見を言う」「自分の失敗や力不足を伝える」など、相手から不快、無能やネガティブと思われる可能性がある意見・疑問を発信しやすいか否かだ。

心理的安全性の高さは、仲の良さだけとは全く違う。仲が良いだけの組織は、周囲との衝突を恐れて、率直な意見交換や指摘・フィードバックができない傾向にある。心理的安全性を高めるには「共通目標やゴールの浸透」と「人としての相互理解や信頼関係」「違いを尊ぶ(異なる意見が新たな価値を生み出す)姿勢」がポイントだ。

若手の定着・活躍に大切な「キャリア安全性」

最近注目のキャリア安全性は「自分の未来(キャリア)が安全か?」という認識だ。キャリア安全性が高ければ、従業員は「10年後には上司のようになりたい」「先輩は他社でも通用するけど、この会社を選んで働いている」「頑張れば成長できるし市場価値も高まる」と考える。

逆に、キャリア安全性が低いと「上司みたいにはなりたくない」「疲弊しているし楽しくなさそう」「このまま働いていても他社で通用する力がつかない」と感じる。いまは転職が当たり前の時代であり、少子化の中で若手の転職は容易だ。従って、若手世代は自社のキャリア安全性に不安を感じたら速やかに転職を考える傾向にある。

入社3年以内の若手に、職場の心理的安全性とキャリア安全性、そして、今すぐもしくは2～3年以内の離職意向を調査したデータがある(※)。調査

によると、若手が辞めやすい会社は以下の順番だ。まず「心理的安全性が低い×キャリア安全性が低い」会社は、半数以上に離職意向がある。次に「心理的安全性が高い×キャリア安全性が低い」会社は、今すぐの離職意向は減るが、2～3年以内の離職意向はほぼ変わらず、半数弱に離職意向がある。そして、「心理的安全性が高い、または低い×キャリア安全性が高い」会社の離職意向は、約3割と大きく下がる。どんなに居心地が良い職場でも「先々のキャリアが見えない」と思ったら若手は辞めていく。若手に長く活躍してもらうには組織のキャリア安全性を高める必要がある。

キャリア安全性を高めるポイント

キャリア安全性を高めるには2つのアプローチがある。まず、キャリアが形成できるように育成方針や社内制度を整えることだ。仕事の基準を高める、若手に積極的にチャレンジさせる、異動希望を取って配置に反映する、成長と成果に応じた報酬制度を整備する等だ。

そして、本人が「キャリア形成できている」と思える状態をつくる施策も大切だ。キャリア研修を実施する、定期的にキャリア面談をする、自分の成長を確認し次の成長テーマを設定する振り返りの機会を設ける等だ。また、自分自身のキャリアや市場価値を客観視できるよう、社外の人とキャリア面談をする機会を与えることも有効だ。

(※) 出典：ITmedia ビジネスオンライン『「心理的安全性」が高い大企業で、若手の早期離職が加速する理由 足りないのは何?』、リクルートワークス研究所「大手企業における若手育成状況調査報告書」

【筆者紹介】

古庄 拓 (ふるしょうたく)

1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社執行役員。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

相続や終活に特化したコンサルティング会社。「終活」という言葉は一般的に「天国に旅立つ前の準備」を意味する。しかし、同社では人生を死というゴールから逆算し、悔いなく充実したゴールを迎えるために必要なプランを提案する。遺言や信託といった法律やお金に関するだけでなく、心と体に寄り添った対応をモットーにしている。『芝まゆ。のシニアライフ相談窓口』では、エンディングノートを使ったコンサルティングを中心に「家族が困ることのないような世の中」を目指している。

企業データ

●東京都千代田区東神田3-5-6
TEL 090-3592-3206
https://shibamayubi.jp/

2024年8月現在



洗練されたファッションと笑顔がトレードマークの芝崎麻由美さん。ご主人の芝崎孝さんは神田法人会青年部会創設時のメンバーで、後に部長も務めた。現在は有限会社芝崎不動産鑑定を営んでいる

波乱の人生が教えてくれた「終活」の大切さ

雲一つない順風満帆な人生

皇居外苑と日比谷公園に面した一等地にそびえる五つ星ホテル『ザ・ペニンシュラ東京』。この場所にはかつて日活ホテルが建っていた。地下1階は日活アーケードという名の商店街になっていて、ここに婦人服用の生地を取り扱う「ミナ若月」というブティックがあった。2023年7月から神田法人会女性部会の部長を務める芝崎麻由美さんの母、故・若月美奈子さんのお店である。日活ホテルは1969年に閉館し、翌年から日比谷パークビルディングに生まれ変わった。名称が変わってからも地下のアーケード街は残り、ミナ若月もそのまま営業を続けた。男女雇用機会均等法が制定されたのは1985年であり、それ以前は結婚をすると女性は専業主婦というのが一般的だった。その時代に、都心の一等地でブティックを営む母と、船橋市で産婦人科医院を営む父に愛されて育った麻由美さん。青山学院大学で経済学を学ぶも、やはり母と同じアパレルの道に進みたいと4年時にダブルスクールで文化服装学院に入学し、アパレルデザインを学んだ。卒業後、アパレル会社に就職して1年半で退社し、母の会社に入社しデザイナーとして勤務。そしてその年、1987年

に芝崎孝さんと結婚。翌年に長男、その2年後に次男を出産。孝さんは東京大学を卒業後、父が営んでいた印刷会社、株式会社芝崎に勤務し、結婚4年目に代表取締役社長に就任。売上は右肩上がり伸びていた。

会社の倒産と実兄の急死

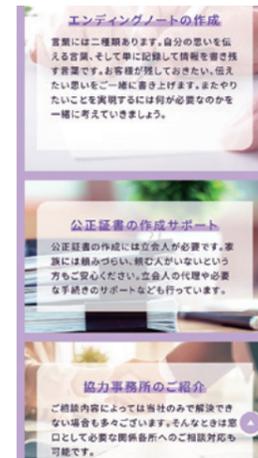
麻由美さんの順風満帆の人生に暗雲が立ち込めたのは1997年。母の会社が倒産。「バブルが崩壊してファストファッションが台頭して高級婦人服業界は逆風にさらされていて、会社が赤字だということは従業員の私も分かっていたのですが、まさかそんなに追い込まれていたとは」と麻由美さんは当時を振り返る。負債総額は4億円を超えていた。そして、知らぬ間に家族全員が保証人になっていたのである。心労からか母は心臓病を患い3年後に自宅で急逝。いつまでも悲嘆しているわけにいかないと会社倒産後、麻由美さんは簿記3級を取得し1997年に夫の会社に入社し総務・経理を担当した。株式会社芝崎は東神田で孝さんの父、故・芝崎喜作さんが設立した印刷会社である。大手酒造メーカーのフォーム印刷(伝票類)から始まり、やがて金融機関や役所からも



現在は夫婦そろって自宅でそれぞれの会社の業務に取り組んでいる

受注するようになった。オフセット印刷機やオフコンをいち早く導入し、東神田では手狭になったので1971年に墨田区菊川に約300坪の土地を購入し、印刷工場を建てた。朝から晩まで5~6台の印刷機がフル稼働し、10トントラックが印刷物で満杯になるくらい活気にあふれていた。麻由美さんは育児や家事をこなしながら、毎日菊川に出社して就業規則の再編やPマーク・ISO取得などにも携わった。2006年には従業員が58人に増え、売上が18億円になった。そして、この年が株式会社芝崎のピークだった。2006年といえば、ライブドア事件で騒然となった年である。ウィンドウズ95が発売されてから10年経っていて、翌年にはデジタル化の象徴 iPhone が発売され、瞬間に世界を席卷した。紙幣、有価証券、伝票、新聞、写真、書籍などあらゆる紙がデジタル化され、印刷の需要は急減した。

「ペーパーレス化の波が押し寄せてくることは分かっていました。だから何とかせねばならないとずっと考えていました。しかし、印刷業という枠組みの中で、どう対応していくかということばかりに気を取られ、視野を広くすることができませんでした。そして、カラー印刷に活路を見出そうとして、結果的にこの選択が致命傷になりました」と孝さんは当時を振り返る。1台3億円近くするドイツ製カラー印刷機を導入したのが2008年で、その2年後の2010年7月に資金繰りに困窮して会社を任意整理した。「母の強いこだわりもあって、うちはずっと現金払いでした。月末締め翌15日払い。だからみんなニコニコ言うことを聞いてくれました。仕事が順調な時はそれで問題ないのですが、少し風向きが変わると資金繰りが苦しくなるんです。そこで、支払いサイクルを伸ばしてもらおうとすると突然、先方の態度が変わるわけです。恥ずかしながら、キャッシュフローの大切さというのを、それまで意識したことはありませんでした」と孝さん。不運は重なる。会社が火の車状態の時に、麻由美さんの2歳年上の実兄が突然死し



『芝まゆ。のシニアライフ相談窓口』のホームページの一部

エンディングノートは現代人のエチケット

会社倒産後、認知症を患っていた義母と同居し、麻由美さんが食事や身の回りのケアをしていた。2013年には船橋市の自宅で独り暮らしをしていた父も東神田の自宅で同居することに。数年間は夫婦と息子2人、高齢の義母と実父との6人暮らしが続いた。義母は2016年、父は2020年に亡くなった。介護や相続、そして終活のためのエンディングノートの制作。自分のこうした経験は、他の人のためになるのではないかと考え、相続終活コンダクターという耳慣れない事業を始めた。「たとえば遺言書の作成であったり、介護のことであったり、何をどこに相談しているのか分からない人って多いと思うんです。特に女性の場合は、自分の不安や心配事を他人に話すと、それだけですっきりして実際は何も解決してなかったりします。私はその人がどんな悩みを抱えていて、どういう問題に直面しているのかを雑多な会話をしながら聞き出して、どう対処したらいいかアドバイスしています」。いきなり弁護士や司法書士といった士業に依頼するのはハードルが高いので、その前段階の相談相手というわけである。希望があれば、弁護士や税理士や行政書士を紹介したり、チームを組んで問題解決に取り組むことも可能という。「人間五十年、下天の内をくらぶれば、夢幻の如くなり」。人の一生とは、はかないものである。父である故・若月美博さんや義母の故・芝崎由紀子さんのように、天寿を全うで

た。享年52歳。兄は父と同じ産婦人科医になり、横浜市立みなと赤十字病院で産婦人科の部長をしていた。「一言でいうと医者の不養生の典型でした。しかも生涯独身だったので、遺産相続はじめる人もいれば、兄のように若くして突然死してしまう人もいる。中小企業の場合は、破産や私的整理などで会社の寿命を経営者の意思で終わらせることができるが、人生の最期はだれにも分からない。そして、ひとつ分かっているのは、だれにでもその時は訪れるということである。その時になって周囲に迷惑をかけないようにエンディングノートをしたためておくというのは、現代人のエチケットといえるかもしれない。ペーパーレス化された社会では、貯金通帳や有価証券、保険証書などもデジタル化されて本人しか把握していないケースが多い。日常的に使用しているSNSやECサイトやメールなどのログイン情報は年々厳しくなっていて、故人に代わりこれらの手続きをこなすのは相当な労力である。皮肉にもデジタル化とペーパーレス化が進むほど、エンディングノートの重要性は高まるのではないだろうか。

レポート◎山根和明(広報委員会)

有限会社 オフィスグラス

代表取締役社長
芝崎 麻由美 (しばさき まゆみ)

1960年9月	千葉県船橋市生まれ
1983年3月	青山学院大学経済学部卒業
1985年3月	文化服装学院アパレルデザイン科卒業
1985年4月	株式会社コバン入社
1986年12月	株式会社コバン退社
1987年	株式会社ミナ若月入社
1996年	株式会社ミナ若月退社
1997年	株式会社芝崎入社
1998年	有限会社オフィスグラス起業
2010年	株式会社芝崎退社
神田法人会女性部会部長 相続終活コンダクター シニアライフカウンセラー 相続葬送支援士 有限会社芝崎不動産鑑定 取締役	



商品やサービスに関する広告宣伝活動で注意すべき「景品表示法」の規制について

1. はじめに

企業にとって、自社の商品やサービスの広告宣伝活動を効果的に行うことは、とても重要な販売戦略です。もっとも、広告宣伝活動は何でも自由にできるわけではなく、消費者保護の観点から法律による様々な規制があります。

今回は、そうした規制のうち、景品表示法（以下「景表法」という。）の表示（広告宣伝など）に対する規制の概略を解説しつつ、2023年10月1日から追加されたステルスマーケティング（以下「ステマ」という。）を対象とする規制についても説明します。

2. 景表法のルールについて

景表法は、事業者が商品やサービス（以下「商品等」という。）の品質、内容、価格等を偽って表示（広告）することを規制し、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るための法律です。この景表法が事業者に対して禁止している不当な商品等の表示は大きく分けて以下の3つです。

①優良誤認表示の禁止 (景表法5条1号)	商品等の品質等について、実際の品質や競合他社の品質よりも著しく優良であるかのように誤認させる表示の禁止。 (例) 10万キロ走った中古自動車を1万キロしか走っていないと表示することなど。
②有利誤認表示の禁止 (景表法5条2号)	商品等の価格、商品の量、アフターサービスなどの取引条件について、実際の条件や競合他社の条件よりも著しく有利であるかのように誤認させる表示の禁止。 (例) 先着100名だけ割安料金で契約できると表示しているが実際には契約者全員に同じ価格で契約する場合など。
③その他誤認させるおそれがある表示の禁止 (景表法5条3号)	①、②以外で商品等の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示により、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するものの禁止。 (例) おとり広告など。

3. ステルスマーケティングに関する規制

ステマとは、商品やサービスに関する広告、宣伝であることを消費者に隠して行う広告・宣伝活動のことをいいます。例えば、有名芸能人やインフルエンサーなどが企業の依頼を受けていることを隠して、SNSなどで企業の商品を紹介するような場合です。

従前、ステマは上記③の不当表示として指定されておらず、表示内容が①優良誤認表示や②有利誤認表示に該当しない限りは、景表法で規制されていませんでした。

しかし、消費者庁は、ステマの横行により消費者がSNS上で信憑性の高い情報を選びづらい環境にあることを踏まえ、2023年10月からステマも上記③の不当表示に追加し、規制対象としました。具体的には、「事業者が自己の供給する商品等の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」を規制対象となる不当表示と定めています。

例えば、事業者がインフルエンサーに依頼してSNSや口コミサイトなどに事業者の頼んだ内容の投稿してもらう行為（自社の商品等を評価する投稿や競合他社と比較して他社に対して低い評価を付ける投稿など）や事業者が第三者になりすまして行う投稿などは、この規制の対象となりえます。

4. 景表法に違反する不当表示をした場合

景表法違反の不当表示が行われている疑いがある場合、消費者庁は、資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。調査の結果、違反が認められた場合は、事業者に対し、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる「措置命令」を行います。また、上記①優良誤認の禁止及び②有利誤認の禁止に反する不当表示をした場合には、当該事業者に対し、課徴金の納付が命じられることもあります。

5. 最後に

以上のように広告宣伝には景表法の規制がありますので、事業者としてはこの規制を理解し、不当表示を起さない体制整備を行うことが必要です（景表法26条）。消費者庁のHPなどに景表法に関する有益な情報は掲載されていますが、ご不明な点があれば弁護士などにご相談いただければと思います。

【講師プロフィール】

河野 達朗 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所
〒100-0005 千代田区丸の内3-1-1 国際ビル407
TEL: 03-6212-6200 FAX: 03-6212-6660

帝国データバンク調査で判明

2023年の新設法人は15万社超え、代表の平均年齢は48.4歳

帝国データバンクの調査では、2024年上半年（1～6月）の全国企業倒産（法的整理かつ負債1,000万円以上）は、前年同期を22.0%上回る4,887件となり、年間件数が11年ぶりに1万件に達する可能性が高まっている。また、厚生労働省によると、2023年の国内出生数は75万8,631人で過去最少となった一方、死亡数は159万503人で過去最多となり、死亡数は出生数の約2.1倍となった。

では、こうした状況下で新たに設立される法人数はどのように推移しているのだろうか。その実態について帝国データバンクが保有するデータベースや登記情報などをもとに調査したところ、2023年に国内で新設された法人数は2000年以降で最多となる15万2,860社となった。

15万2,860社を法人格別にみると、「株式会社」が10万1,459社（構成比66.4%）で最も多かった。しかし、過去を遡ると2005年まで株式会社よりも数多く新設されていたのは「有限会社」だ。例えば2000年のデータをみると、株式会社が約2万8,100社、有限会社は約3万6,700社だった。しかし、2006年に会社法が施行されたことで有限会社の新設ができなくなり、株式会社の新設がさらに増えていったわけだ。2番目に多かったのは「合同会社」（4万630社、同26.6%）で以下、「社団法人」（6,054社、

同4.0%）、「医療法人」（1,256社、同0.8%）、「特定非営利活動法人（NPO法人）」（1,209件、同0.8%）と続き、株式会社と合同会社で全体の93%を占めた。

新設法人が増えている要因として、近年ではスタートアップの創業支援や太陽光発電への投資など特定の事業活動を目的とした企業設立（主に合同会社）が活発であったこと。さらに、昨年10月にはじまったインボイス制度に対応するために法人格を取得した個人事業者やコロナ禍を機に独立して法人を立ち上げた個人が増えたことなどが考えられる。

次に新設法人の代表（社長）の平均年齢をみると、2000年（45.1歳）→2010年（46.3歳）→2020年（46.8歳）と推移し、2023年は2000年以降で最高となる48.4歳となった。

年代別にみると、「40代」（構成比31.9%）が最も多く、「50代」（同25.3%）、「30代」（同18.9%）、「60代」（同12.2%）と続く。構成比が高い40代の構成比は2014年以降の10年間で33.4%から31.9%に低下した一方、50代は19.6%から25.3%へと大きく上昇した。早期退職したサラリーマンが増額された退職金を元手に起業するケースなどが増えているとみられる。

最後に2023年に新設された法人を所在地別に分類したところ、都道府県別では、「東京」（4万6,598

社、構成比30.5%）、「大阪」（1万5,723社、同10.3%）、「神奈川」（1万228社）、「愛知」（7,613社）、「埼玉」（7,258社）と続き、東京と大阪で全体の40.8%を占めた。

国内の新設企業数は今後も増加基調が続くことが予想されるが、「社員が代表者だけ」といった小規模化も進み「会社の信用＝代表の信用」という考え方が今よりもさらに定着していくのではなかろうか。



令和版

食いしん坊手帖

Vol.17

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



太白100%のごま油でからりと揚げられた天ぷら。白ワインがよく合う

素材の旨味を引き出す 天ぷら会席料理

レポート◎山根和明(広報委員会)



御台所町という旧名を思い出させてくれる外観



支配人の杉村幸益さん。美味しいお酒、食材を求めて国内外を旅している

神田明神下みやび本店

- 東京都千代田区外神田 2-8-9
 電話：03-3251-0155
 ●営業時間【月～金】
 ランチ(完全予約制) 11:30～14:00
 ディナー(完全予約制) 17:00～22:00
 ●席数：52席(カウンター12席、テーブル8席、
 小上がり6席、2階個室最大26席)
 ●定休日：土曜日・日曜日・祝日



御台所町の仕出し弁当店

神田明神は高台に位置している。標高約20m。見晴らしがよかったため、風光明媚な場所として江戸時代の錦絵にしばしば描かれた。急斜面になっている東側には当時から石段が造られていて、現在は「明神男坂」という名称で親しまれている。石段を降りて最初に交差する道が「明神下中通り」である。今でこそひっそりとした路地になっているが、明治から戦前にかけてこの界限には花街が形成され賑わっていた。さらに時代をさかのぼると、1657年の明暦の大火後に江戸城の料理を作るための屋敷『御台所御膳方』が神田明神下に再建され、神田明神下御台所町という地名になった。銭形平次が住んでいたのは、まさにこの御台所町の長屋という設定である。御台所町という旧名にあやかって『神田明神下みやび』がこの地で創業したのは昭和53年。現在は天ぷら会席料理を看板に掲げているが、当初は仕出し弁当店だった。今のスタイルになったのは2006年からで、弁当部門は墨田区の両国に移転し、『神田明神下みやび』という名で営業中である。

天ぷらは揚げものではなく 蒸し料理

格子戸を開けて店内に入ると、白木の立派なカウンターが目飛び込んでくる。カウンターは12人掛け。その他、8人掛けテーブルと、6席の小上がりがある。意外なのは、入り口近くの壁際に置かれているワインセラーとワイングラス専用キャビネット。天ぷらにワイン？「意外に思われるお客様もけっこうおられるのですが、これが合うんですよ」と話すのは支配人の杉村幸益さん。「たとえば西洋料理の揚げ物といえばフリッターが有名です。衣の作り方は天ぷらに似ていますが、フリッターはメレンゲ(卵白を混ぜて泡のようにしたもの)を使います。これは素材と一緒に衣も味わうためですが、天ぷらで重要なのは、素材なんです。衣は素材を包むためのもので、ある意味で蒸し料理といってもいいと思います」と支配人。日本で似た料理として唐揚げがあるが、これは素材に小麦粉と下味を直接付けてから揚げる。一方、天ぷらの場合は小麦粉(薄力粉)、卵、冷水を混ぜた衣に素材をさっとくぐらせて揚げる。あくまでも素材の味を楽しむということで、専門店ではつゆではなく塩を出すところも多い。杉村さんは大学卒業後、スペインに渡りワイナリーやレストランを巡り、そこでワインに魅了され、帰国後は銀座や表参道の高級フレンチやイタリアンでソムリエ業務を10数年経験。同店の支配人を任されたのは2011年で、当時は天ぷらにワインが寄り添っていなかった。「正直、自分も天ぷらにワインが合うなんて考えてなかったのですが、天ぷらを揚げものではなく蒸し料理と捉えようと、合うワインがどんどん見つかるんですね」と杉村さん。取り扱うワインは天ぷらや他の料理に合わせて、お客の好みにも応じられるようチョイスしている。そして年に数回は海外からワインの生産者をお店に呼んで、クローズドのイベントを実施している。ワイン好きのお客にアナウンスすると、すぐに定員がいっぱいになるほど盛況だという。

食材と油のこだわり

コロナ前後で営業スタイルが変わった。人気だったランチは完全予約制になり、メニューもランチコースのみ。夜の部もアラカルトはなくなりコース料理のみ。ディナーコースは基本的に9品。価格帯によって、コースに含まれる料理が変わる。日本酒や焼酎



コース料理のおしるぎ料理として夏季は北海道産ムラサキウニの寿司がある。鮮度抜群のムラサキウニの上に日立牛の冷しゃぶといくらが載っている



白木のカウンターが落ち着いた雰囲気を醸し出している店内



入口にはワインセラーとワイングラスのキャビネットが



神田明神の東側にある明神男坂

の品揃えも豊富だ。食材にもこだわっている。江戸前の天ぷらという東京湾で採れたものをイメージしがちだが、東京湾にかぎらず、その時に旨いものを全国から仕入れている。直接取引している生産者が全国に20軒ほどある。米どころとして知られる福島県白河に直営の田んぼがあり、そこで収穫されたミルククイーンを本店や弁当に使っている。「特にお弁当はお米が大事なんです。冷めても美味しいお米を研究して、この銘柄にたどり着きました。お客さんからも好評で、欲しいという方のために販売も始めました」と支配人。コース料理で人気のウナギは浜名湖産。天ぷらに付ける藻塩は対馬産。カブは栃木県那須塩原。トウモロコシは香川県産…。そしてもう一つこだわっているのが、天ぷらを揚げる油である。家庭ではコスパの面からサラダ油がよく使われるが、専門店では香りや酸化のしづらさからごま油を使う店が多い。ごま油には大きく2種類がある。ひとつは一般的な焙煎ごま油。油分の多い白ごまを焙煎して絞ったもので、茶褐色の色合いと香りが特徴。もうひとつは太白ごま油と呼ばれる白ごまを焙煎せずに生のまま絞ったもの。色味がなく、ごま油特有の香りもないが、とても軽やかに揚げるができる。「太白を使っている高級店は少なくありませんが、単価が高いためサラダ油で割って使っているところもあると耳にします。うちの場合は、初代の料理長の強いこだわりで、当時からずっと100%太白を使っています。だから素材の風味も最大限に引き出せますし、たくさん食べても油で胃もたれしないねとよくお客さんから言われます」。支配人の話を聞きながら、海老天に藻塩をまぶしていただく。海老は天草の巻海老(軍海老の小型)だ。薄い衣にプリプリの食感の海老が包まれていて、噛むと海老の香ばしさと甘い汁がじんわりと出てくる。そのエキスが衣にまぶした藻塩と絡み合っ、旨味の余韻を楽しませてくれる。続いて琵琶湖の稚鮎。背ビレが立ち、胸ビレが広がっているのは、生きた状態で揚げられた証である。「そうなんです、夏季限定ではありますが、鮎は水槽に活かしておき、宴会の際などは桶に入れてお客様に披露することもあります」と支配人。鮮度がいいからか、羽衣に包まれて高温で揚げられた鮎のはらわたは、ほろ苦いというよりウニのような濃厚な甘さを醸し出していた。天ぷらは素材の味を楽しむ蒸し料理とは、よく言ったものである。



令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まります！

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。
※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは

私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国民銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択

受信通知の指先フォルダ

未選択(共通フォルダ)

フォルダ選択

戻る 保存 送信

①チェックボックスに
チェック！

②送信をクリック！

4 送信まで終わったら

- 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。
- 納付日に自動引落し
法定納期限当日(又は翌取引日※)に、自動で口座から引き落とされます(操作は不要)。
※法定納期限当日に申告した場合
- 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落しを行う」にチェックがあるため、法定納期限当日(法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日)に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。(口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります)

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

はい いいえ

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

③確認してクリック！

「秋分の日」は計算で決定する

今年の9月は楽しい! 土曜日・日曜日とあわせて3連休が2回ある。それも、14日～16日、21日～23日と2週にわたっている。さらに楽しいのが2年後、2026年の9月には「5連休」がある。これらの連休に大きな役割を果たしているのが「秋分の日」だろう。今年のそれは22日、再来年は23日である。

秋分の日(春分の日も同じ)は、法的に具体的な月日は定められていない。秋分とは「太陽が秋分点(天の赤道を北から南へ横切る点)を通過すること」なのだそうだ。なんだかよくわからないが、天文計算によってその日が22日とか23日に決まる(まれに24日も)。毎年2月、上記の計算方法で翌年の春分・秋分の日にちが決定され官報で公告される。官報で公告とは、話は大きくなってきた。ということは、再来年の秋分の日の日には公式には未決定なのだ。23日で大丈夫?

「暑さ寒さも彼岸まで」というが、実際は春のお彼岸はまだ寒く、秋のお彼岸はまだ暑い。でも、いい加減なことわざと思っはいけないよ。これには「つらいこともいずれ時期が来れば去っていく」という解釈もある。つらい苦しいも「給料日」まで…なんてね。



【筆者紹介】
藤木 順平 (ふじき じゅんぺい)
フリーランスライター。日本笑い学会会員。

編集後記

昨年4月からリニューアルした小誌「法人なかま」。私は会員企業訪問シリーズ「神田わが街」と「食いしん坊手帖」を担当しています。早いもので、今号でレポート回数は17回目を数えます。「人に歴史あり」と言われますが、「神田わが街」の取材を通じて、その実感を強くしています。

神田は江戸の中心地であり、商人の町として栄えました。先祖代々、暖簾を守り続けている企業もあれば、一代で現在の会社を築いた方もいます。当初は会社の歴史にスポットライトを当てた記事にしようと考えていましたが、回を重ねるごとに会社ではなく、その人のことを深く掘り下げる企画になりました。

人気作家の池井戸潤さんの最新作『俺たちの箱根駅伝』には、箱根駅伝の生中継を企画した伝説のプロデューサー坂田信久さんと、天才ディレクター田中晃さんが、不可能と言われた生中継を実現させた経緯が描かれています。彼らがこだわったのは、視聴率を取るために人気タレントを起用するのではなく、出場選手の取材を徹底的に行い、一般人

である彼らにスポットライトを当てることでした。リアリティを追求すればタレントや芸人に頼らなくても結果がついてくるといふ、このスポーツ番組の美学に、私は感銘を受けました。

「神田わが街」の取材でも、私はご本人の生き様に迫るため、触れられたくないだろう出来事にも踏み込んで質問しています。皆さん、嫌な顔一つせずに協力してください。今号の芝崎ご夫妻も同様で、あのような試練をくぐり抜けることで、夫婦の絆が深まっていると感じました。

人生は平坦な道のりばかりではありません。必ず山と谷があります。人の真価が問われるのは、まさにこの時です。神田法人会には素晴らしい方々が多いです。

今後も、会員の皆様をスポットライトで照らして参りますので、拙いレポートではありますが、ご一読のほどよろしくお願ひ申し上げます。

広報委員 山根 和明

神田博善 創業100年葬儀と供花で信頼と実績

<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい?
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は?
- ・火葬だけ行うことはできるのか?
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか?
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが?
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが?
- ・互助会の契約もっているが解約はできるのか?
- ・区民葬でお願いできますか? 区民葬とはどんな葬儀?

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか? 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



納税専用定期積金

KOSAN

“そなえ”

定期積金の
店頭表示金利

+0.05%

上乗せ

ご利用
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店
神保町支店
秋葉原支店
飯田橋支店
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41
千代田区神田神保町 1-40
千代田区外神田 4-9-8
千代田区飯田橋 1-7-10
千代田区五番町 5

☎3254-3335
☎3293-4951
☎3253-6851
☎3264-4031
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

ⓂL/C 「5-785」

法人なかま

八月号(第五八二号)通巻七九二号
令和六年八月一日発行(毎月一回一日発行)

定価一六五円(税込)

法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太
編集人 田中良一